

○増田補佐 では、定刻となりましたので、ただいまより、第76回「補装具評価検討会」を開催させていただきます。

構成員の皆様におかれましては、大変お忙しいところ、お集まりをいただきましてありがとうございます。

本日の検討会は、オンラインにて開催をしております。また、YouTube上でライブ配信を行っておりますが、アーカイブ配信は行っておりませんので、会議開催時間帯のみの視聴が可能となっております。あらかじめ御承知おきください。

続きまして、構成員の出席状況について御報告申し上げます。本日は5名の構成員に御出席をいただいております、高岡構成員が御欠席となっております。

続きまして、検討会を開催するに当たっての会議の進行役になります座長につきまして、Ⅱ類の検討会の開催は初めてになりますので、今回新たに座長を選任する必要があるがございます。座長の選任方法は、参考資料にもございます開催要項の2の（4）のとおり、構成員の互選により選出となっております。どなたか御推薦をいただけないでしょうか。

○井村構成員 石川先生を御推薦したいと思います。

○増田補佐 井村構成員、ありがとうございます。

それでは、石川構成員に座長をお願いしたいのですが、皆様、よろしいでしょうか。

（構成員首肯）

○増田補佐 ありがとうございます。

皆様から御異議がなかったということでございますので、石川構成員に座長をお務めいただきたいと思います。石川座長におかれましては、お手数ですが、一言御挨拶をいただいてもよろしいでしょうか。

○石川座長 石川でございます。座長への御推薦ありがとうございます。不慣れではございますけれども、円滑な議論ができるように努めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、この検討会を行うに当たっては副座長も指名する必要がありますけれども、私から副座長をお願いしたいと思います。小林構成員をお願いしたいと思います。皆様、いかがでございましょうか。

（構成員首肯）

○石川座長 ありがとうございます。

もしよろしければ、小林先生、一言御挨拶を頂戴できるとありがたいです。よろしくお願いいたします。

○小林構成員 小林です。どうぞよろしくお願いいたします。

○石川座長 よろしくよろしくお願いいたします。

○増田補佐 小林副座長もありがとうございました。

以降の進行につきましては、石川座長にお願いさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○石川座長 早速議論を始めていきたいと思います。まず、事務局から配付資料の確認をお願いしたいと思います。

○増田補佐 ありがとうございます。

本日の資料につきましては、議事次第、資料の1と2、参考資料の1と2となっております。お手元の資料に不足等がございましたら、事務局にお申しつけいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○石川座長 まず、議題1から入っていききたいと思います。「令和9年度補装具告示等改正に向けた主な論点整理」ということに関してでございますけれども、論点ごとに御意見があると思いますので、それぞれのスライドの説明の後に御意見をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局からの御説明をよろしくお願いいたします。

○野原専門官 資料を共有させていただきます。画面は映っているでしょうか。

それでは、資料1「令和9年度補装具告示等改正に向けた主な論点（案）」を御覧いただきながら説明を聞いていただければと思います。

まず、表紙の次のスライド1を御覧ください。令和9年度補装具告示等改正に向けた進め方について御説明させていただきます。まず基本的な考え方として、「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」の支給基準額等については、3年に1回の見直しを行っております。次期改正は令和9年4月を予定しております。

補装具告示の改正に伴いまして、「補装具費支給事務取扱指針について」、また、「補装具費支給事務取扱要領」それぞれで定めております支給事務についても見直しを予定しております。

今後のスケジュール案ですが、本日の第76回、週明け月曜日に行われます第77回の検討会におきまして、改正に向けた主な論点案について御意見をいただきまして、事務局でまとめて9月上旬の検討会で改めて検討していただきたいと思いますと考えております。11月下旬の検討会では最終的な検討を行っていただきまして、2月下旬に価格を含めた改正内容の御報告をしたいと考えております。

スライド2に移ります。まず、視覚障害者安全つえの主な論点案を御説明いたします。視覚障害者安全つえにおきましては、補装具告示の購入項目に石突の種類による分類がなされておりません。一方で、修理項目に定められているものは「マグネット付き石突交換」のみとなっているという現状があります。

補装具費支給申請において、視覚障害のある方は申請手の煩雑さや手続に係る同行援護確保等の移動に関する課題があるため、負担軽減の観点から、視覚障害者の障害特性に配慮した申請方法へ変更することについて、第72回の補装具評価検討会で議論がなされているところであります。

また、昨今の高齢視覚障害者の増加に伴いまして、加齢により歩行に支障が出るなどの理由から、多脚つえの使用が望ましい場合が増加していると聞いております。現在の補装具告示では、視覚障害者安全つえの項目ではなく歩行補助つえの項目において白色に塗装することで、視覚障害者が使用可能な多脚つえを支給することが可能となるように配慮されておりますが、視覚障害者安全つえの項目からはその情報が分からず、十分に周知されていないという現状があります。

以上のような現状を踏まえた主な論点として、視覚障害者安全つえの石突の別表への記載方法について、また、視覚障害者の補装具費支給申請手続について、歩行補助つえの塗装に係る周知についての3点を挙げさせていただきました。

事務局からの説明は以上になります。

○石川座長 ありがとうございます。

この視覚障害のほうから議論を進めてまいります。厚労科研の研究班の分担研究者でいらっしゃる山田オブザーバーからこの件について補足がございましたら、御意見を頂戴したいと思いますけれども、山田先生、お願いできますでしょうか。

○山田オブザーバー ありがとうございます。山田です。

ここに挙げさせていただきました論点、課題以外にも、令和6年度の改正以降、厚労科研班が現状の課題として挙げたものが幾つかございます。例えば希望する石突を制度で選択できないといったことや、遮光用・弱視用眼鏡を購入する前に使用できる場所が少ないといった点、また、白杖メーカーの減少により製品供給が維持されないおそれがあるということ、そして、それを合わせる歩行訓練士が少なく、白杖の選定、使用訓練を受けにくいといった地域もあるということ、そして、白杖の価格の上昇及び地域差が十分に把握されていないといったものがあります。アルミを主原料としている視覚障害者安全づえについては、物価高騰の煽りを受けて、大阪にあります老舗のメーカーが昨年廃業したということがございました。視覚障害者の方々が差額自己負担をして視覚障害者安全つえを購入せざるを得ない現状というものもあります。また、差額自己負担が難しいといった場合には適切なつえを選択することができず、やむを得ず異なる仕様のつえを選ぶということもあるとお聞きしましたので、御報告させていただきます。

以上となります。

○石川座長 ありがとうございます。

それでは、これから皆様からの御意見、御質問を募りたいと思いますが、御意見がある場合に関しましてはZoomの「手を挙げる」の機能を御使用してくださるようお願いできればと思います。また、発言のない間はミュートの機能の設定をお願いいたします。

それでは、まず事務局から御説明がありました、視覚障害者安全つえの主な論点に関して皆様の御意見を募りたいと思います。また後ほど事務局資料以外の視覚系補装具に関する御意見を頂戴する時間も設けますので、まずはこの資料に絞った御意見、御質問をお願いできればと思います。

では、早速手が挙がっておりますので、清水構成員、お願いいたします。

○清水構成員　ありがとうございます。

何点か意見を含めましてお伝えしたいことがございます。石突につきましては、2008年ぐらいからパームチップ、ローラーチップといいました新しいタイプのものが出てきているのですね。それで、歩行訓練士の立場からすると安全に視覚障害の方が歩行できるので、それを推奨するというのが割に多いようなのですが、差額自己負担が生じるので、従来からあるストレートタイプのチップを仕方なく選択するという方も結構いらっしゃる聞いております。

このような場合、さっき山田オブザーバーからもありましたけれども、真に本当に必要な方であれば、特例補装具というシステムを利用して認められる可能性があるのではないかと考えるのですが、いかがでしょうか。これが1つ目のクエスチョンです。

このまま行っていいですか。それとも1つずつがいいですか。

○石川座長　清水先生、1つずつ行きましょうか。

○清水構成員　では、お願いします。

○石川座長　では、事務局からコメントはございますでしょうか。

○野原専門官　事務局です。

石突の種類によって特例として認められるのではないかとということでよろしいでしょうか。そうですね、確かに特例の考え方に合致する部分があるのではないかと思います。

○清水構成員　ありがとうございます。前例はないかもしれませんが、本当に必要な方があったらそういったシステムを利用させていただくということで考えるということによろしいということですね。

2つ目です。事務局からも御説明いただきましたけれども、現状、修理項目でマグネット付の石突交換しか入っていないということなのですけれども、以前私どもがさせていただいた調査でも、今、全然これは動いていないということで、さっき申し上げたローラーチップやパームチップといった新しいタイプのものを使う方が増えているということになります。単にマグネットが使われていないから削除するというわけではなくて、石突の項目自体を今の時代にマッチしたようなタイプに変えていく必要があるのではないかと考えているのですが、いかがでしょうか。

○石川座長　それでは、事務局、お願いいたします。

○野原専門官　事務局です。ありがとうございます。

確かに現状、石突については分類もなく、修理項目も長らくこのマグネット付石突交換のみが残っている状態となっておりますので、整理が必要かと考えます。

○清水構成員　ぜひお願いできればと思います。

あと3つあるのですけれども、普通用、携帯用といった中のところに主体で木材と含まれているのですけれども、現段階、現状において木材の白杖というのは流通していないということなのですね。ですから、この主体の整理というものも同様に必要ではないかと考

えております。これもいかがでしょうか。

○石川座長 事務局、お願いいたします。

○野原専門官 事務局です。ありがとうございます。

現状こういったものが市販されているかという整理ができていないという御指摘かと思えます。そのとおりかと思えますので、調査等を行いまして、実際には販売されていないということであれば、併せて整理が必要かと思えます。

○清水構成員 それから、歩行訓練士の方々にお伺いしたところ、特につえを販売しているところで勤務なさっている歩行訓練士の方に伺ったところ、割と業務の中でつえの修理に費やす時間があるということをお聞きいたしました。しかも昨今、差額負担が当事者の方は増えているので、できるだけ無償で対応されているということもお聞きしております。

別件で聞いた話では、今年8月から多くの白杖がさらに値上がりをするらしくて、基準内で購入できるつえとしてはもう2種類ぐらいしか残らないという話もお伺いしております。一つの考えなのですけれども、スポーツメーカーでミズノという会社がございますが、そちらが白杖を販売しているのですけれども、そちらは保険を込みで価格を設定しているようなのです。ですから、買うときは割に高めなのですけれども、壊れたりしたときに保険で修理をしてもらえるようなシステムをつくっているみたいなので、白杖というのは非常に視覚障害の方にとっては目の代わりになるものですから、ないと本当にてきめんに困りますので、そういう保険を取り入れていくという考え方も今後検討できるのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

○石川座長 では、こちらについても事務局からお願いできますでしょうか。

○野原専門官 ありがとうございます。

保険込みというところは今初めてお伺いしたので、実際どのように運用されているかというのを確認させていただいて、補装具費支給制度の中でどう利用できるのかといったところについて少し調べさせていただきたいと思えます。

○清水構成員 よろしく申し上げます。これはもしかしたら視覚のつえのみならず、ほかの義肢装具関係でも似たようなものがあるのかもしれないのですが、ぜひ御検討いただければと思います。

それから、事務局からの御説明にも出ておりましたけれども、視覚障害の方にとって最大の問題は、自分で移動してどこかに行くというのがなかなか厳しいことが多いのですね。できるだけ手続についてはオンラインを望まれているという当事者の声もよくお聞きいたしますので、オンラインを取り入れられるのであれば積極的に取り入れていただける環境を整えていただければいいのではないかと思います。ぜひ御検討ください。

○石川座長 事務局からコメントはございますか。

○野原専門官 ありがとうございます。

論点の視覚障害者の方向けの補装具費支給申請手続についてのところかと思えます。具体的な例を挙げていただきましてありがとうございます。検討させていただきたいと思

ます。

○清水構成員 ありがとうございます。

とにかく視覚についてはつえの話が今回はクローズアップされておりますけれども、つえに限ったものではなくて物価高騰に関連する対応がⅡ類のみならずⅠ類にも補装具全般に言えることなのだろうと思いますが、最大の課題ではないかなと思いますので、ぜひ御検討いただければと思います。

以上です。ありがとうございました。

○石川座長 清水構成員、ありがとうございました。

そのほかの構成員の方々も、今、資料として出ている視覚障害者安全つえの論点に関して何かコメントがある先生がいらっしゃいましたら、どうぞ御発言ください。

特にはいらっしゃいませんか。

それでは、この視覚障害者安全つえの主な論点以外の視覚系の補装具について、何かコメント、それから御意見等があれば、このお時間で受けたいと思うのですが、いかがでしょうか。

井村構成員、挙がっていますね。どうぞ。

○井村構成員 井村でございます。

今、清水構成員から御発言があったところでちょっとお伺いしたいところなのですが、つえの保険があるということでしたけれども、実際につえがどれぐらい壊れるのかとか、壊れた場合の修理が幾らかということも保険料で試算されていると思うのですが、実際修理費というのはどれくらいかかってしまうものなのですか。

○清水構成員 ありがとうございます。

私が聞いたお話ですと、自分のところでお店の中でできる範囲のことはやるとおっしゃっていましたが、中のゴムなどを全部替えていかなければいけないとなりますと、何千円とか、下手すれば万とか、かかっていくような話もお伺いました。

山田オブザーバー、何か追加があればお願いします。

○山田オブザーバー 幾らかかるかというところですかね。実際に幾らということを今、はっきりは言えないのですが、やはり1万円近くかかってしまう場合もあるのかなと思います。

○井村構成員 ありがとうございます。

実はこの確認をさせていただきましたのは、意思伝達装置の話が後ほど出てきますけれども、そこでも本体修理という項目があって、いわゆるパソコンを使っているのでパソコンそのものの修理ということが発生することがあるのです。最近、結構金額が高くなってきて問題になっているのですが、普通に市販のパソコンを買うと結構保証や保険をかけられるので、もしそういうもの込みで設定できると、恐らく補装具の修理基準を使った修理費用が要らなくなってくるので、トータルとしてどうなのかなということはほかの種目も併せて考えられることだと思って確認させていただきました。

ありがとうございます。

○清水構成員 ありがとうございます。

もう一つ言うならば、歩行訓練士の方がそうやって修理にすごく時間を割いているということは、歩行訓練士というのは別につえの修理の専門家ではなくて、つえを使う方を指導していくのがメインのお仕事になるわけなので、ただでさえ少ない歩行訓練士なので、その方々に本来のお仕事をぜひやっていただく必要もあるのかなと思いますから、保険が使えるとなおいいのではないかなとも考えています。

○石川座長 御議論ありがとうございます。

そのほかに御意見、コメントはございますか。よろしいでしょうか。

清水先生、もう一点、どうぞ。

○清水構成員 ごめんなさい、さっきの話で言えなかったところで、歩行補助づえとか、多脚づえの話が出ていたと思います。これは現状、本当に視覚障害の方、高齢の方がとても増えてきているのですけれども、現状だと身体支持併用、1本の脚のつえしかないのですね。歩行補助づえというのは義肢装具の肢体の関係で扱われている業者さんだと思うのですけれども、白杖を売っているところの業者さんと肢体不自由の方々のつえを扱われている業者さんとのコラボレーションがうまくできていないのではないかなというのが私の肌感覚なのです。その辺の交通整理もぜひ見極めていただけるとありがたいかなと思いますので、これはぜひI類の先生方にも意識していただいて、うまいこと視覚障害の当事者の方が困らないようにしていただけるとありがたいかなと思います。

以上です。

○石川座長 ありがとうございます。

多脚づえについて、事務局からコメントはございますか。

○野原専門官 ありがとうございます。

確かに今おっしゃっていただいたように、交通整理が必要ではないかと感じます。事業者に周知していくということも必要ですし、利用者の方々にもそういうものがあるというのを周知していくような形で何かできないかということで検討させていただければと思います。

○石川座長 ありがとうございます。

そのほかはございますか。よろしいですか。

それでは、一旦視覚系の補装具についての議論をここで止めさせていただきまして、次の論点に移りたいと思います。事務局から御説明をよろしくお願いいたします。

○野原専門官 ありがとうございます。

では、次の資料に移ります。資料1のスライド3になります。補聴器の主な論点案を御説明させていただきます。

補聴器メーカーが製作しております障害者総合支援法に対応している補聴器の約9割が現在デジタル補聴器となっておりますが、現在もアナログ補聴器のユーザーさんは一定数

いらっしゃるということが第74回の補装具評価検討会でも報告されております。

また、補聴器の修理基準の項目についてはアナログ補聴器が主流だった頃から見直しを行っていないために、デジタル補聴器の修理項目に合致していないという課題がございます。市販されております補聴器の修理についてお話ししますと、「定額修理」「モジュール交換」といった修理価格の設定や修理方法が大半であり、補装具費支給制度で示す部品単位での積算方式とは実態が乖離しているという事実があります。補装具費の支給手続がそのため煩雑化している一因となっていると考えられます。

9割の補聴器メーカーから修理基準額の定額制化を希望するという声がある中で、アナログ補聴器の対応、また、定額制へ反対するといった御意見もございます。こういった現状を踏まえて、補聴器の修理基準の項目見直しについて、補聴器の修理基準の定額制化についての2点を主な論点案として挙げさせていただきました。

以上になります。

○石川座長 ありがとうございます。

それでは、こちらに関しましては厚労科研の研究班の協力者でいらっしゃる蒲生オブザーバーからの補足等の御意見を求めたいと思います。蒲生さん、お願いできますか。

○蒲生オブザーバー 特に補足する内容はないのですが、市販の補聴器の修理が定額制で行われていることが多いですが、補装具の修理について全てのメーカーが定額制に賛成しているわけではありませんので慎重な対応をしたらどうかというところを最終的な報告としてまとめさせていただきました。

以上です。

○石川座長 ありがとうございます。

それでは、事務局から説明がございました補聴器の主な論点の案に関しまして皆様から御意見、御質問がありましたら、お願いしたいと思います。先ほどと同じようにまずはこの資料に絞った御意見、御質問を受けたいと思いますので、よろしく願いいたします。

取りあえず手が挙がらないので、座長が述べるのもあれなのですがけれども、私は聴覚が専門なので私から意見を述べさせていただきたいと思います。今、事務局から示くださった、あるいは蒲生さんからも補足の御説明がありましたとおり、今の補聴器はほとんどがデジタル化されていて、アナログは非常に少なくなっているという現状がございます。また加えまして、その修理というのを、基準の項目のちょうど2番目に書かれていますけれども、アナログ補聴器が主流の頃からのものを使っているためにテクノロジーの進化に基準が追いついていないという現状が見え隠れするのかなと思うのですね。

ただ一方で、最後に蒲生さんもちよっと追加をしてくださったのですが、いわゆる一体化での、モジュールという言い方をしているか、定額修理という言い方をするかもしれませんが、そういった形で完全に組んでしまっただけでそのほかのものを全て排除してしまうと、おそらくいろいろなトラブルが起きるだろう。反対されているそういったメーカーもあるでしょうし、あとは一番上にも書かれていますけれども、アナログの補聴器のユー

ザーも一定数残っていらっしゃいますので、なかなか難しいかなというところはあるかと思えます。

そういう点から考えると、最後の論点というところでまとめていくときには、項目の見直しというのはおそらくやらないといけないのではないかなと思うのですね。おそらく中心としては、今、最も主流になってきている定額修理、あるいはモジュール交換というのを幾つかの項目をつくって、それを選択できるようにしておくということが一つかと思えます。

ただ一方で、繰り返しになりますけれども、それだけでは困ってしまう方、あるいはメーカーが出てきてしまうので、それを選ばなくても例外として違う項目を個別に選べるようなものも少し残しておくというところが、おそらく次年度に向けての一つの制度のつくり方なのではないかなと私は考えるところでございます。

取りあえず私からの意見は以上なので、一旦事務局にお返ししてコメントを頂戴したいと思います。事務局、いかがでしょうか。

○野原専門官 事務局です。ありがとうございます。

今、いただいた御意見もございますし、厚労科研のほうでの報告もございますので、古い項目について整理して現状に合わせていく、また、早急に定額制化を導入するのではなく、現状に合わせた形で見直しを進めていけたらと考えております。

○石川座長 ありがとうございます。

蒲生さん、何か追加のコメントはありますか。

○蒲生オブザーバー メーカーに対して厚労省から丁寧な説明を行った上で、もし定額制というのをを行う場合は説明の必要性があるのかなと思います。

項目の修理に関しては、資料が後ろのほうにあると思うのですが、以前の補装具評価検討会で発表させていただきました通り、全てのメーカーで必要のない修理項目が一致していなかったという調査結果でしたので、なかなかどの修理項目を削るのかというところはかなり難しい作業になってくるのかなと思います。

以上です。

○石川座長 ありがとうございます。

今の蒲生さんのお言葉に対して何か事務局からコメントはございますか。

○野原専門官 ありがとうございます。

丁寧な説明をさせていただきたいと思えますし、現状について各メーカーさんにいろいろとお伺いしながら進めていく必要があると思っておりますので、情報をいただきながら、実情から離れないように進めさせていただきたいと思っております。

○石川座長 ありがとうございます。

そのほかの構成員の方、もしくはオブザーバーの方でも結構ですけれども、この補聴器の主な論点に関して何かコメント、御意見がある方がもしいらっしゃいましたら、「手を挙げる」のボタンで御反応いただければと思います。いかがでしょうか。

特にございませんでしょうか。

そうしましたら、この資料を若干離れますけれども、補聴器を含むこの資料以外のいわゆる聴覚系の補装具について少し幅広に御意見を求めたいと思うのですが、いかがでございますか。何か御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

これも手が挙がらないので、私からまた一個追加でお話をさせていただきます。おそらく令和9年度の改定には間に合わないのではないかなと思うのですが、今、一つ補聴器の中で大きな問題になっているのが、骨導補聴器という要するに骨を振動させて音を内耳に届ける補聴器の取扱いが非常に難しい状況になっています。どのように難しいのかというお話になってくると、今、基準となっている骨導補聴器というのが現実にはもうほとんど売られていないという現状がございます。そして、今までその代用品という言い方がいいかどうか分からないですけれども、代わりとして使われていた骨導補聴器も残念ながら発売中止となってしまったという現状があるのですね。

ですので、今、骨導補聴器を主にどういう方が使われるかということ、生まれつき両方の耳の穴が塞がっている先天性の外耳道閉鎖症の方が使われることが多くて、特にお子さんが使われることが結構多いのですけれども、そういう方々が基準内の補装具でなかなかもうまく使えるものがないという現状がございます。

今、その代わりとして、新しい医療機器として貼付け型の骨導補聴器というものとか、あとは一部は手術をしてインプラントを埋め込んでそこにカチッとほめるようなタイプの、商品名を言ってしまうと「Baha」といった機械があるのですけれども、これをSoundArcというバンドみたいなものにつけて手術を使わないでも使えるようなものとか、あとは既に特例補装具として実績のある軟骨伝導補聴器といった新しいデバイスが出てきているので、その辺との整合性を今後、この骨導補聴器の問題としては捉えていかななくてはいけないと思いますので、少し実態を調査した上でどういう対策を立てるのがいいかというところを長い目で御検討いただけるといいのかなと思ひまして発言をさせていただきました。

事務局、こちらに関してはコメントを頂戴できるとありがたいのですけれども、いかがですか。

○野原専門官 事務局です。ありがとうございます。

骨導補聴器については、なかなか難しい状況であるというところかと思ひます。必要な方がいらっしゃる中で物がなくなっているというお話も聞いております。

実際どういった方法があるのかというところで具体的な解決策というのは現状お示しできておりませんが、引き続き検討させていただきたいと思ひますし、実際にお困りになっている方々のお声をお伺いできればと考えております。

○石川座長 ありがとうございます。

もし可能であれば、今後の研究班の活動などにも入れてくださるといいのかなと思ひて発言をさせていただきました。

そのほか、聴覚系の補装具に関して何か御意見、コメントのある方がいらっしゃいまし

たら、このお時間でお受けいたしますけれども、「手を挙げる」のボタンをお使いください。

特にございませんでしょうか。大丈夫でしょうか。

それでは、聴覚系のほうを終わらせていただきまして、次の論点に移っていきたいと思います。それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

○野原専門官 資料の説明をさせていただきたいと思います。資料1のスライド4を御覧ください。重度障害者用意思伝達装置の主な論点案を御説明いたします。重度障害者用意思伝達装置の支給に当たっては、対象者の状況から居宅でのデモ機の貸出しや使用を行う必要が生じることが多いですが、補装具告示の購入基準には本体の上限価格のみが示されていることから、補装具事業者は試用等に要する諸費用を請求せずは無償で対応していることが多いという実情があります。

こちらは以前からの運用の説明になりますが、重度障害者用意思伝達装置において視線検出入力装置を利用する場合には、呼び鈴分岐装置は付属品として支給対象としておりません。これは呼び鈴分岐装置が入力装置と本体の間に接続し、本体の作動状況によらず呼び鈴を鳴らすための装置であることから、本体が正常作動中に直接接続して利用する視線検出入力装置との併用ができないことによるものとして整理しております。

一方で、視線検出入力装置を利用し、かつ、呼び鈴も使用する場合に、本体と呼び鈴を接続するための機器が必要になるわけですが、現行制度では接続するための機器を基準額算定の対象とはしておりません。また、視線検出入力装置利用者の半数以上において、夜間に支援者を呼ぶための呼び鈴を使用している実態が報告されております。その重要性が確認されているところでもあります。

現状を踏まえまして、主な論点として、居宅でのデモ機貸出しや試用についてというのが一つ。視線検出入力装置を利用している場合に本体と呼び鈴を接続する機器について。この2点を主な論点案として挙げさせていただきました。

事務局からは以上になります。

○石川座長 ありがとうございました。

では、この件に関しましても厚労科研研究班の分担研究者である横井オブザーバーから補足等があれば、お願いしたいと思います。横井さん、お願いいたします。

○横井オブザーバー よろしく申し上げます。

昨年度の厚労科研の研究であつたり補装具事業者さんからの報告でも、意思伝達装置の導入に関しては、対象となる障害像からどうしても貸出しや設定などの調整で複数回在宅に行くことが多くて、時間も移動を除いて3～4時間ぐらひはかかるというところを研究でも報告させていただきました。

ただ一方、それに見合う対価がないということで、こちらに関しては多くは事業者さん負担で行われるということで、今後持続してできるかどうかというところを考えると、調整費用であつたり、本体だけですけれども借受け制度があるので、そういう活用などの検

討が必要かなと考えております。

2つ目の論点、意思伝達装置を視線入力で利用している方の呼び鈴についてです。こちらでも昨年度の厚労科研で、先ほど野原様もおっしゃっていたように視線入力で呼び鈴を利用されている方が一定程度いらっしゃる。主に夜間に使っていて、さらに横に寝られなくて少し遠いところに寝られている方といったところに呼び鈴を鳴らすというところがあるというところなので、必要があるということが分かりました。

接続のための機器については、本体に直接ついているものであったり、別の機器を使ったりなどいろいろあるのですが、こちらでも昨年度の厚労科研の研究でも記載しましたので、それについても検討していただければと思います。

私からは以上になります。

○石川座長 ありがとうございます。

それでは、重度障害者用意思伝達装置の主な論点の案に関しての御意見、御質問をお受けしたいと思います。どうぞ御発言のある先生、「手を挙げる」のボタンをお使いになって。

では、井村構成員、お願いいたします。

○井村構成員 井村でございます。

論点の1つ目の居宅でのデモ機の貸出しや試用についてというところからまず行きたいと思います。こちらにつきましては業者さんの負担になっているということは私が以前厚労科研で研究していたときから分かっておりますが、果たして業者さんに本来どこまで求めるべきかということの議論が先に必要なのかと思います。ほかの補装具、例えば義肢装具などでも、当然医療で受診があって、義肢装具士などの専門職の適合などもあって、医療現場での装用訓練があって、支給に行くという流れなのですが、意思伝達装置の場合、多くはALSなどの進行性の難病の患者さんのため、診断を受けてから在宅療養していて、それから必要になってくるということで病院から直で使うわけではないということがあって、病院とちょっと縁が切れるわけではないですが、関係が薄くなったときに必要になっていって業者さんに相談するというのが多いため、業者さんが対応しているところではあるかと思えます。

ただその一方、業者さんが全て病気の特性などに詳しいのか、要はデバイスのこと、装置のことだけ詳しいのかということが明確ではないというところがこれまでもありました。例えば良いところというと語弊がありますが、たまたまかかっている訪問リハなどのOTさん、PTさんなどの詳しい方ですと、しっかり適合していただいてこういうスイッチでこの装置が使えるよということまで見ていただくこともありますし、例えば定期検査などに合わせた一定期間入院のときに病院のほうで処方までしていくという場合もあると聞いております。そうすると、業者さんの納入は設置調整だけでいいというところもあるので、業者さんが果たしてデモまで行う必要があるのかというところがあります。

補装具として一番大事なものは、入力装置の適合というものが医学的評価からくるもので

あり、実はこのデモ機のいろいろな問題は、A社、B社、C社と製品があったときに、本来の意思伝達の機能を超える付加的なおまけの機能があって、どれぐらいか試したいという好みの問題が発生するところもあります。そうすると、それは本来購入であったとしても差額自己負担に基づく部分となってくるのであれば、それは公費としての支給になじまないところではないのかなというのが私が思っているところです。

そのため、例えば病院や医療機関などで患者さんに評価をして試したいのだけれども、要は一般的な医療保険の範疇ですといろいろな福祉用具というのが設置基準で備品として病院持ちになっているのですけれども、それがない医療機関に対し貸し出すという意味ですと、デモでいいと思うのですが、業者さんがそれぞれ直接行って持っていくというのはほかの制度との整合性、なじみがよくないのかなと思います。

そういうところで、厚労省のほうでやられています補装具等装用訓練事業の中で病院等に貸出用の意思伝達装置購入などの補助もあるので、そういったところを充実していく体制というのを並行しないと、逆に業者さんにお任せが認められてしまう体制ができると、ますます医療機関が本格的な参入というか、対応をしなくなってしまうということが懸念されるというのがまず思うところであります。まず1点目はここになります。

○石川座長　ありがとうございます。

業者さんの対応、あるいはオプションの機器の話が出てきたかと思うのですけれども、事務局からコメントはございますか。

○野原専門官　ありがとうございます。

事務局でも今後検討する中で事業者の方々にどこまで御負担いただくのか、ほかの医療関係職種との関係性といったところも確認しながら検討を進めさせていただきたいと思います。

○石川座長　ありがとうございます。

井村先生、もう一つありますね。どうぞ。

○井村構成員　すみません、小林先生、お先に失礼します。

もう一点、視線検出入力装置の場合であります。こちらの資料にも書いていますように、本来、従来のスイッチ型の意思伝達装置において、呼び鈴分岐装置というのはスイッチからまず分岐装置に入り、分岐装置から本体に行く側の出力と呼び鈴のほうに行くものが分かれるというもので、これは長押しをすることによってスイッチの入力信号が本体ではなく呼び鈴に切り替えて呼び鈴が作動するというものであります。

これは書かれているように、昔のパソコンですと本体がフリーズということなどがあって、そういうときに緊急呼び出しするためというものがありませんでした。その辺りを考えますと、呼び鈴の目的が何かということは、本体の異常を知らせることになるかと思えます。では、今度の視線入力式のものでいった場合に、確かに必要だという方がおられるのは分かります。本体を使って動いているのであれば、果たしてそれがどんな呼び鈴が必要かということもきちんと考えなくてははいけません。というのは、本体が動いていると、

通信機能として例えばLINEなどでメッセージを送れるという機能があるものもあります。ほかの手段でほかのデバイスに送信できるものが正常に動いていればありますので、果たしてそのために特殊な呼び鈴をつけなくてはいけないかということはちょっと疑問があるというところを前回の検討会でもお話をしました。

今回もありましたように、夜間において支援者を呼ぶためとなりますと、実はこれは視線入力を使っていなくて、例えば日中、文字盤等を使われている方でも、やはり夜間に呼ぶのに必要だという方は多数私も経験的にあります。そういう中で整合性はどうかということであり、あともう一つ、視線を使う方の特徴として、要はスイッチで押すより速いからというものあるのですけれども、いわゆるスキャン式のスイッチ操作の場合、タイミングを合わせてスイッチを押すということが必要なのですが、思ったタイミングで押せなくワンテンポ遅れる、ツーテンポ遅れるということで、文字入力はできないけれどもスイッチを押すことはできるという方は多数います。そうしますと、意思伝達装置とは切り離れたところでの呼び鈴と、それに伴う接点スイッチがあったらかなりの方が使えていると思うのです。

そうすると、例えばそういうものは日常生活用具ですと市町村の運営になりますので、国からこれを出しなさいということは言えないと思うのですけれども、実際日常生活用具の中で出すことができれば、文字盤を使っている人でもそれは利用できるということで、かえって補装具に組み込まないほうがいいのではないかという考え方もあります。

ただ、従来からもあります接点式の1個のスイッチで使っている方は、スイッチを2～3個使う場所を探すのは現実的ではないので、一番動く部位のスイッチを使っていますので、呼び鈴分岐装置というのはその場合は1か所の操作で2種類の装置を使うためには必要かと思うのですが、その辺りの整理をしないと本当に呼び鈴が必要なのかということと、あと呼び鈴がどの程度の性能で、どこまでの距離を呼べるものかとか、無線でなくてはいけないのか、有線のものを引っ張っては駄目なのかなど、いろいろなことがあると思うので、その辺も整理をしないといけないです。呼び鈴そのものの有効性は理解していますけれども、視線入力だから特別に新しい機器を追加しようというところには、私の中ではその結論はありませんというのが私のコメントになります。

○石川座長 井村構成員、ありがとうございます。

事務局から今の御意見に対してコメントはございますか。

○野原専門官 ありがとうございます。

いろいろと詳しい状況等を教えていただきましてありがとうございます。今後の検討で整理する際にも考えていく必要があるかと思います。日常生活用具で利用されているという例も確かにあるかと思います。

○石川座長 ありがとうございます。

小林構成員、手を挙げられました。どうぞお願いします。

○小林構成員 2つの議題について、両方井村構成員の意見への補足なのですが、

まず設定作業、導入作業におけることなのですけれども、業者さんにどのぐらいのことをしてもらうのかということについてなのですけれども、例えば今、日本作業療法士協会が貸出事業というのをされていて、貸出機器の研修もされていると思いますので、全て業者さんに負っていただくというよりも、ほかの業種もどのように分担していくかということを考えていく必要があるかなと思います。

もう一つの呼び鈴のほうなのですけれども、これも井村構成員と同じ意見で、意思伝達というのは人を呼ぶというのが一つで、もう一つは対面して誰と話すかということと、あとは対面していない人と話すという3つに分けられると思うのですけれども、とにかく呼ぶというのは別個の問題で、対面して話すというのは意思伝達装置を使う方もおられれば、透明文字盤を使う方もおられれば、ほかの手段、ローテクを使われる方もおられると思うのですけれども、ローテクを使っている人もこちらを向いてもらえないとコミュニケーションが取れないので、例えば車椅子で出かけている人であっても、隣のヘルパーさんと呼ぶために呼び鈴を使うわけです。なので、昼間であってもどんなローテクを使っている人も呼び鈴が必要という状況は同じというか、同じと言ってはいけないですけれども、必要という方は非常に増えるのではないかなと思います。

ただ、視線入力を使っている方は暗くしてしまうと視線入力装置があまり作動しない状態で何かを呼ばなくてはならないとなりますと、別ルートで呼び鈴を使えたほうが便利ということになると思いますので、それも含めて多くの人が呼び鈴を使えるようにという制度をむしろ日常生活用具というのを考えるのもいい案なのかなと思います。

以上です。

○石川座長 ありがとうございます。

小林構成員のコメント、御意見に対して、事務局からいかがでございますか。

○野原専門官 事務局です。ありがとうございます。

具体的な御指摘をいただきましたので、今後の検討の際の参考にさせていただきたいと思います。

○石川座長 井村構成員、追加のコメントはございますか。

○井村構成員 井村でございます。

今の小林構成員の御発言で思い出したのですけれども、この資料の現状と課題の最後の項目で夜間に支援者を呼ぶために呼び鈴を使用しているということがありましたが、今のように視線検出を使っていて夜間というのが就寝時を指すような夜間ですと、部屋が暗いとそもそも視線入力が使えない状況になっているのです。例えば夜間といってもまだ活動している時間で家族が別の部屋にいるからというだけではなくて、本当に就寝時に何か息苦しいということと呼びたいときになってくると、そもそもその状態は目の前に意思伝達装置のパネルがあるのもちょっと逆に怖いところもあります。暗い中で使えないということを見ると、視線入力が夜間だからというのだったら、今、小林構成員からもあったように別の装置を担保するほうが、私がよく言うのが、目の前に大きなディスプレイがあっ

て視線検出の装置があると落下の問題などもあるので、あまり夜間に置いておくのは好ましくないと思っているところもあります。そういうことを考えた場合、別の装置ということもやはり重要な選択肢になってくるのかと思いました。

その辺は横井オブザーバーから調査結果などがあったら教えていただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

○横井オブザーバー ありがとうございます。

今回、アンケートで効果を質問したところになりますので、井村構成員がおっしゃったような本当に就寝時かどうかというところまではきちんとは分かってはいないというところになります。

ただ、ずっと夜間、ベッドの上に置いている方はいらっしゃることはいらっしゃるって、使い方としてどうかと言われると確かに問題はあるかなと思うのですけれども、そういうところが実態ではあります。

以上になります。

○石川座長 ありがとうございます。

今の追加の御意見に関しても何か事務局からありますか。大丈夫ですか。

○野原専門官 事務局です。ありがとうございます。

実際の利用状況もまちまちであるということが分かりましたので、どういった状況で必要なのかといった必要性、緊急性についても検討させていただければと思います。

○石川座長 ありがとうございます。

そのほかの構成員の方でこの資料に関する論点で何か御意見のある方はいらっしゃいますか。

では、浅見構成員、お願いいたします。

○浅見構成員 浅見でございます。

意思伝達装置は補装具であり、その使用にあたっては、医師の意見書が必要になります。よって、業者の方のみの判断で使用されること自体にそもそも問題があるように思います。補装具は、患者さんの状態をきちんと把握している医師の意見があって、はじめて使用されるものだと考えております。そのあたりについて、横井先生に御意見をお聞きできればと思います。いかがでしょうか。

○横井オブザーバー 浅見先生、ありがとうございます。

補装具装用訓練事業の施設にもお伺いはしたというところと、あとは補装具事業者さんからの意見として、一つはまだ補装具として使用はできないのだけれども試してみたいというところの入り口で業者さんをお願いをして業者さんが入るという場合と、あとは本当に手帳の制度で補装具を支給するときに入る場合があるかと思います。ですので、後者の場合は基本的に更生相談所や市町村に連絡が行って対応することにはなるのですけれども、そのときに判定を取る前にちょっと試してみてくれと言われることもあるみたいな話があって、そこはちょっと問題かなと思います。

そういう訓練事業の話で言うと病院が外に出るということが、なかなか保険診療でお金がついていないというところがあって、往診ができたり訪問などをリハビリでやっているところだとある程度融通は利くのですけれども、そうでないと病院から出られないというところがあるので、じゃあ来ていただいてというところになるとそれもまた大変だったりするという問題もあるというのが現状になります。

以上です。

○浅見構成員 ありがとうございます。

○石川座長 よろしいでしょうか。

それでは、この資料以外の点でも結構です。重度障害用意思伝達装置に関する御意見、その他ございましたら、この場でお受けしたいと思います。もし御発言のある方がいらっしゃいましたら、「手を挙げる」のリアクションをお願いします。

では、井村構成員、お願いします。

○井村構成員 井村でございます。ありがとうございます。

今回、この論点2つになっておりますが、意思伝達装置というものがこれまでの他の補装具と極めて違う性質なものというのはまず大前提だと思います。特に平成18年の、当時障害者自立支援法でしたけれども、その施行時に日常生活用具と補装具の見直しが行われた際に、日常生活用具から補装具に移管されたという経緯があります。そのときにいろいろな背景を私も聞いておりますけれども、日常生活用具に残しておくとなら全国で統一して担保されない可能性がある、市町村の判断で日常生活用具だけでも支給しないと決定できてしまうということ避けたいということが一番大きな理由として、補装具に種目として入れたというのを聞いております。補装具でやったときに、ほかの補装具と同じように身体に装着し、長期にわたり利用することなどの要件がありますけれども、では、意思伝達装置が身体に装着しているかということ、実は装着という概念によるのですけれども、本来スイッチなどが身体との適合が必要な部分で、そこが装着ということで、実は本体というのは装着部分でないと私は認識を持っているところです。

私もこの研究や調査を厚労科研も含めて平成20年ぐらいからずっとやっているのですけれども、極論で言ったら入力装置を本体にして、今の本体というのがオプションではないかというぐらいまで言うことがあったのですけれども、それだけどんどん今、本体となるほうを使っているものが増えてきているのです。その辺がどういうものが意思伝達装置かということで、定義からいきますと文字やシンボル等のつづりにより画面表示・音声で出力するものということで、要は意思を伝える、自分の思い、メッセージを表面化することが目的であります。

ところが、そのためにパソコンを使っていることによって、パソコンを使っているからネットもできるのではないかと、いろいろなこともできるのではないかと使って使いたいという要望が多くなってきております。確かにそれは補装具だった当時、平成18年度から20年ぐらいのパソコンですといろいろなシステム的なトラブルで大体フリーズしたりという

問題があったので極力避けてほしいということは言うておりましたが、最近では本当にパソコンの性能も良くなっておりますし、WindowsだけでなくiPadなどだとほぼフリーズはしないですから、そういったものだと別に使ってもらってもいいのかなというのはQOLの観点から私は言えるところだと思います。

ただ、その場合、そのために本体までを支給してしまうことというのは果たして妥当かなということ、要はほかの障害のある方、一般の方と比べたときに不公平感を生んでしまうということを私は危惧しております。例えば頸椎損傷などで重度の肢体不自由の場合に、声を出すために特殊なアプリを使っていけばその部分はあるけれども、本体がなくあくまで入力支援機器までということになっておるところで、難病で声も出なければパソコン込みで支給されて自由に使えるというのは障害者間の不公平につながるころかと思えます。

ただ、いろいろなことを考えていくと、福祉用具の給付というものの考え方の基本として、障害がなければ不要なものが、障害に起因して通常要らないものが必要になるものと考えてるのであれば、パソコンというのは皆さん誰も欲しい必需のものと考えて、パソコン本体は自分のものを購入いただいて好きに使っていただく。ただ、その前提の中で、意思伝達に必要なアプリやスイッチ類だけを自分のパソコンに組み込む必要のある部分だけを認めていくということで、本体の動作に関しては自己責任、制度の面倒を見ないというところで、あくまで意思伝達を担保していくというのは使い方を含めたりしていくことがもう妥当なときに来ているのではないのかなというところがあります。

これにつきましては、もう6～7年ぐらい前からいろいろなところで質問が出て調査をしていたところで、私と小林先生でもワーキンググループで以前やっていたのですけれども、それからしばらく数年の間に、これを言ったら怒られるかもしれないのですけれども、厚労省の担当官や室長さんたちが毎年毎年替わられてきて、どれだけ話しても内容がどんどん伝わらなくなってきて、またリセットがかかって今回の議論になっているところもありますので、その辺を本来なら次回の改定に入れたかったところではあるぐらいのところなので、いい加減に情報共有もしっかりして、調査研究して一定の成果を出していくことが必要ではないかと思っております。

○石川座長　ありがとうございます。

今の御意見に対して事務局からのコメントはございますか。

○野原専門官　ありがとうございます。

重度障害者用意思伝達装置の定義の点についてはいろいろと課題があると認識しております。ここについては簡単に答えが出せるものではないという認識でおりますので、丁寧に検討を進めさせていただきたいと思えます。

○石川座長　ありがとうございます。

そのほかはございますか。よろしいでしょうか。

小林先生、手を挙げられていらっしゃいます。どうぞ。

○小林構成員 すみません、「手を挙げる」機能が使えなかったのです。

先ほどの井村構成員もおっしゃっていた、ほかの補装具と医療との距離があるということで格段に違う部分があると言われたのと、病院が外に出て評価することができないということについてなのですけれども、本当に患者さんたちは寝たきりで重度のときに申請しなければいけないということで、こういうときこそリモート機能を使ったり、あとは出張や訪問リハビリとのネットワークとか、この障害だからこそそのやり方を業者さんに頼るだけではなくて考えていくことも今後、検討できるといいと思いました。

以上です。

○石川座長 ありがとうございます。

今の小林構成員のコメントに関しては、事務局、いかがですか。

○野原専門官 事務局です。ありがとうございます。

今いただいたコメントも併せて、検討の中で参考にさせていただきたいと思います。

○石川座長 ありがとうございます。

ほかの先生方、あるいはオブザーバーの方を含めてよろしいでしょうか。

浅見先生、どうぞ。

○浅見構成員 私も今の小林構成員の御意見のとおりだと思います。患者さんの自宅に訪問ができるかできないかが、医療施設によって異なっていることは承知しています。私が以前勤務していた大学は、実際にALSの患者さんの自宅まで行っていました。患者さんの機能、つまり、手指の握力や上肢の動きなどを医療職が評価しないと、その方に適したスイッチのタイプなどを考慮した意思伝達装置の処方難しいと思います。小林構成員がおっしゃるように、きちんと把握したうえで適正なものを提供するのがよいと思います。そして、そのような適正評価などの手段として、今後はリモートなどを使った体制を整備できるとよいと思います。私のコメントになります。

○石川座長 浅見構成員、ありがとうございます。

事務局を含めましてですけれども、何か追加のコメント等がございましたらお受けいたしますが、よろしいでしょうか。

○石川座長 井村構成員、まだございますか。

○井村構成員 ありがとうございます。

今の小林構成員、浅見構成員からの御意見に関連するところですが、医療機関がちゃんと見ていただくことが一番大事だと思っております。実は今回の資料から大分話がそれてしまうのかもしれないですけれども、意思伝達装置の利用者というのは進行性の難病でありまして、入力装置を例えば適合して導入したとしても、私の調査結果ですと1年から2年の間には入力装置が不適合、身体条件が合わなくなってきたり再適合が必要になってくるという状況があります。その際、修理基準を利用して入力装置の交換ということができるとは思いますが、そのときは本当に入力装置の代金しか入っていないで、そのとき

に業者さんが置くと本当にそれは持ち出しになってしまう。

過去の説明からいくと、本体の40、当時45万円の中にその適合費用も入っていますとはいっても、長く使えば使うほど、訪問しなくてはいけない半年後、1年後、2年後に来たときかなりそれが負担になっているというの也有ります。私がよく話しているのは、さっきも言ったレスパイト入院的なときとか、定期健診に合わせて大学病院に入院したときに、スイッチの評価だけ再度して良いスイッチを選定して次につなげるということは推奨しているところではあるのです。けれども、そう考えていくと、実はデモ機の問題のときも、先ほどちらっとお言葉にありました借受けのことなのですからけれども、意思伝達装置というのは基準では耐用年数5年間、実際3～4年しか使えない方も多いと思うのですけれども、意思伝達装置は進行してきている患者さんのものほどむしろ原則借受けにしてモニタリング、介護保険のレンタルですと更新のモニタリングがありますけれども、モニタリングのように1年ごとの契約でちゃんと適合しているかどうか評価して継続していくような視点を取り入れたほうが、患者さんにとって、もしかしたら今の訪問できないという制約がある中で、誰が行くかということはまた別の検討が必要になるのですけれども、誰かが行って評価・調整しなくてはならないという義務を発生させたほうがむしろ良い環境もつくれるのかなと思うのです。借受けの仕組みが全然機能していないところがあって現状とそぐわないところもありますので、法的に借受けという枠が決まっていますので、その中で運用上どんな借受けの在り方でしていくとなじみがあるかということも含めて検討していくところがあればいいのではないかと思いますので、追加でコメントさせていただきました。

○石川座長　ありがとうございます。

今の井村構成員のコメントに関して何か事務局からありますか。

○野原専門官　事務局です。ありがとうございます。

実際にそういった運用の仕方ですべて的に考えたときに、望ましい形がどうなるのかというところも含めて検討させていただきたいと思います。

○石川座長　ありがとうございます。

小林構成員、御意見ございますか。

○小林構成員　この借受けの制度ができたときにそもそもそういうことを希望して意思伝達装置の項目に入ったと思うのですけれども、本当に借受けしようとしたときに、どこの業者さんもとて採算が合わないから、みんな役所も家族も本人も借受けいいよと言っても貸してくれる業者が見つからなかったという現実がありまして、本当にどのように採算が合わないのかということを業者さんに対して調査していただけると、もう少し現実に近づいていくのではないかなと思って期待しております。

以上です。

○石川座長　ありがとうございます。今のはコメントも含めてということでございます。

よろしいでしょうか。そのほかはございますか。大丈夫ですか。

それでは、以上をもちまして、議題の1については終了とさせていただきたいと思います。

それでは、次に議題2「その他」ということでございますけれども、事務局から報告があるということでございますので、どうぞ。

○野原専門官 すみません、全体を通して今回のこちらから御提案したもの以外でもし論点になるようなものがありましたら、構成員の先生方からお伺いしていただきたいのですがお願いできますでしょうか。

○石川座長 ごめんなさい、ということは、要するに全てということでしょうか。

○野原専門官 そうです。Ⅱ類に該当するもので今回我々からお示しできていないものがございましたら、御意見をいただきたいということになります。

○石川座長 分かりました。

今、事務局からそういったお話が出ておりますけれども、一旦全てに戻させていただいて、何かございましたら、手を挙げてくだされば御意見を求めます。

では、清水先生、どうぞ。

○清水構成員 ありがとうございます。

今回、視覚障害の領域だとなつての話のみになっていたのですけれども、眼鏡です。眼鏡の中でも、私は今までのこの会議の中でもお伝えしたかも知れませんが、視覚障害というのは視力障害と視野障害と2つ分かれているわけなのですけれども、視野障害しかないという場合には、矯正用のレンズを作るときは全部自費になるのですね。全員が全員そうしろとはもちろん言いませんけれども、例えば網膜色素変性のような病気があって、視力はまあまあ出る。出るといっても幅があって、眼鏡をして右が0.2、左0.2という場合だと、視力障害非該当なのですね。だけれども、新聞や本を読むときに必要な視力というのは0.5と一般的に言われているのですよ。だから、一番大変だなと思うのは、視野は狭いから視野障害があります、眩しいから遮光眼鏡を処方したいです、もちろん100%ちゃんとその人が見えるようにするには度数を入れますね。近視も乱視も遠視も何もない人はほとんどいので入れるわけなのですけれども、でも、その度数の分は全部自費、持ち出しになるのですね。これが何とかならないかなとずっと思っているのですけれども、にわかに変えられることではないかとは思いますが、その点もぜひ意識をしておいていただけるとありがたいかなと思います。

以上です。

○石川座長 清水構成員、ありがとうございます。

今のコメントに対して何か事務局からありますか。

○野原専門官 御意見ありがとうございます。事務局です。

今の御意見に関しては、障害の認定にも関わってくるところかと思いますので、まずは御意見として伺わせていただきたいと思います。

○石川座長 ありがとうございます。

そのほかはございますか。

浅見先生、お願いします。

○浅見構成員 私は、厚労科研の研究代表者としての立場としても参加させていただいていますが、今回が令和9年度の告示改正に向けての重要な会議という認識でおります。研究班としては、これまでいろいろな研究を取りまとめてきました。今回の会議においても研究の内容が取り上げられたものもありますが、今回の論点の中に組み込まれていないものもいろいろあるように思います。どのような経緯で今回の論点に絞られたのかという点につきまして事務局にお聞きしたいところが1点です。

もう1点は限られた時間内のウェブ会議ですので、資料を早めに送ってくださると前もっての確認ができますし、いろいろな議論も充実してくると思います。委員会によっては少し早めに資料を送ってくださるところもあるとお聞きしています。厚労省の事務局の皆様方も大変お忙しいと思いますが、少し早めに送っていただけると有難いというお願いになります。1点目の論点が今回の内容だけに絞られたのかを教えてくださいませんか。今後の研究の進め方の参考にもなりますので、そのあたりを御教示いただければと思います。

○石川座長 事務局から回答できますでしょうか。お願いします。

○増田補佐 事務局の増田でございます。御指摘ありがとうございます。

まず、1点目につきまして、本日の議題としまして令和9年度の告示改定を挙げております。本日事務局から御提案させていただいている論点は全てが令和8年度中に結論が出る、令和9年4月の告示改正にオンできるというものだけとは限らず、もうちょっと議論が必要というもので次々回以降の告示改定で対応するものも入っているかと思います。

一方で、我々は令和8年度中に必ず議論することは令和9年4月改定までに議論する、そういったものを念頭にこれまでいただいた検討会での御意見、また、厚労科研で御議論いただいたものを抽出したものでございます。構成員の皆様、また、科研費で携わっている先生方がこれは令和9年4月改定に間に合うだろうと思っているものが盛り込まれていなかったものがあったとしたら、それは他意はないのですが、大変申し訳ございません、別途御指摘をいただければと思っております。

2点目につきましては、こちらはもうおわびするしかないところでございます。本日の資料、また、週明け月曜日の資料の事前配付につきましては、昨年度から私もこの検討会に携わっておりますが、今までで一番遅かったと思います。そこは大変申し訳ございません。次回以降、もうちょっと早く配れるように事務局も努力してまいりたいと思います。

○浅見構成員 ありがとうございます。

研究班の研究の進め方にも関わってくると思いましたので、質問させていただきました。

○石川座長 ありがとうございます。

そのほかはよろしいですか。よろしいでしょうか。

では、繰り返しになって申し訳ありません、議題1を締めさせていただきます。よろしい

でしょうか。

では続きまして、議題2「その他」に移りたいと思います。事務局からお願いします。

○増田補佐 資料共有いたしますので、少々お待ちください。

それでは、資料2、「電動車椅子」の基準額の臨時応急的な対応（案）について御説明をさせていただきます。

次のページを御覧ください。これまでの補装具評価検討会において、構成員の皆様からも御意見、御指摘を頂戴していたところでございますが、電動車椅子の基準額に関してでございます。「対応経緯」のところに記載してございますが、令和7年度障害者総合福祉推進事業において、物価の変動状況でありましたり、従業員給与の関係の調査を実施いたしまして、その結果についてはこれまでの検討会でも御報告をさせていただいたところでございます。その調査につきましては令和9年4月の告示改定に向けてという目的で調査を行ったものでございますが、その調査結果を取りまとめたところ、ほぼ全ての補装具の種目において材料費の平均上昇率というのはこれまでの調査以上の上がり幅だったということが確認できた。その中で、特に電動車椅子という種目に関しましては、他の種目に比べて突出して大きい数字、この資料にも記載させていただいておりますが、3年間の平均上昇率53.2%という数字が出ていたというところに着目いたしまして、令和9年4月の告示改定を待たずに臨時応急的な対応というのが必要だろうと判断をさせていただきました。

一番下にも記載しておりますが、現在、パブリックコメントを実施中でございまして、7月15日から開始をし、8月13日まで御意見を募集しているところでございます。具体的にどのような内容でパブリックコメントをかけているかというのが真ん中の「概要」のところでございます。電動車椅子の告示、購入基準のところの本体価格について、本体価格を4種類、標準型の低速・中速、簡易型の切替え・アシストと4分割されておりますが、おのおの本体価格について、今御覧のと通りの金額に引上げをしてみてもどうかという内容でございます。適用期日につきましては、パブリックコメントの結果を踏まえ、その御意見を踏まえて最終決定をさせていただき、告示日と同日に適用という形を想定して、今、パブリックコメントを実施しているところでございます。

事務局から御報告事項としては以上でございます。

○石川座長 ありがとうございます。

報告事項というところでございますけれども、資料2に関しまして、もし皆様から御意見、御質問がありましたら、お受けしたいと思います。

井村先生、どうぞ。

○井村構成員 ありがとうございます。

確認だけになるのですが、これが適用されると、年度内途中の変更というのはこれまで私も経験がないのですけれども、それ以降に申請される分なのか、申請中のもので判定がその日以降に出るものか、どこから適用されるという、微妙な日付のタイムラグがあった

場合にどうなるかということだけが混乱が起きる可能性があるのではっきりしておいたほうが良いと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○増田補佐 ありがとうございます。

我々が想定しておりますのは、実施主体である市町村が金額の決定をするというタイミングが支給決定というタイミングだと承知をしております。そのため、申請のタイミングというよりも、適用期日以降に支給決定がなされたものについては新しい告示をベースに御判断なされるということになると思いますので、その日が一つの境目になると考えております。

○井村構成員 ありがとうございます。

○石川座長 ありがとうございます。

そのほかにこの資料2に関して何か御質問、御意見はございますか。

浅見先生、どうぞ。

○浅見構成員 材料費の高騰は明らかですので、今回のような対応になったのはとてもよかったと思います。研究班や検討会では、障害者の方にとっても、業者の方にとっても、よりよい告示改定ができるように議論しております。調査データ結果をもって今回の対応になったのだとは思いますが、令和9年4月の告示改定に向けてという目的での調査が新年度を待たずに臨時応急的な対応が取られるという今回のようなことはしばしばありますのでしょうか。

○石川座長 事務局、いかがでございませうか。

○増田補佐 ありがとうございます。

なかなか難しい御質問ではございますけれども、電動車椅子の昨今の状況につきまして、この検討会、また、厚労科研の場合など複数の場で御指摘をいただいたところでございます。御指摘は当然電動車椅子に限らず、補装具、特に製造系の補装具を中心に全体的に御指摘をいただいているところではございました。今回は補正予算といった新たな財源が投入された上でのものではなく、あくまでも令和8年度の当初予算ということで、既に持っている財源の中でどこまでできるかということとを絞り出した、自治体のほうで今年どれぐらいの執行額が見込まれるかということも確認をした上で行ったものであります。

あくまでも臨時応急的なというものでございまして、3年に一度の通常の改定の中で向こう3年間無事に回るような告示改定というのを目指していかなくてはならないというのが本筋だと思いますので、今後、頻繁にあるものとも想定しておりませんし、あっていいものとも思っておりませんが、まずは今回可能な中でこういったことができるかということとを対応させていただいた。

また、先ほど来申し上げている令和7年度の調査結果、加えて、こちらにも既に御報告しておりますが、今年度も前回の調査以降も引き続き物価高騰等の状況が続いておりますので、より直近の状態を確認するための調査を令和8年度の障害者総合福祉推進事業という枠組みの中で実施いたします。その2つの結果を合わせて、電動車椅子も含め、全ての補

装具種目の告示改定というものの基礎データとさせていただき、省庁との調整等に努めてまいりたいと考えております。

○浅見構成員 大変ありがとうございます。

こういうことは頻繁にあってはいけないということではありますが、結果として早急な対応をしていただけたことは大変よろしかったと思います。

○石川座長 ありがとうございます。

そのほか、この資料2に関してはよろしいですか。

よろしいですね。では、この議題を終わらせていただきます。

本日御用意させていただいている議題は以上となりますけれども、先ほどもちょっと御意見を求めているところでございますが、何か全体を通して御発言があるようであれば、最後にお受けしたいと思うのですけれども、何かございますか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局におかれましては、本日晒された意見を踏まえまして、次回以降への準備をお願いできればと思います。

それでは、最後に事務局から今後の予定等についてお願いいたします。

○増田補佐 本日はありがとうございました。

本日の議事内容につきましては、皆様に御確認をいただいた上で、後日、厚生労働省のホームページに議事録として掲載をさせていただく予定でございます。

また、今後の検討会につきましては、日程が決まり次第、改めて御案内をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○石川座長 ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、第76回「補装具評価検討会」を終了したいと思います。

本日はどうもありがとうございました。